

○根室市公害防止条例
昭和47年12月18日条例第36号
根室市公害防止条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 公害防止に関する規制等（第6条～第22条）
- 第3章 資金のあつせん等（第23条）
- 第4章 監視、調査、測定、研究等体制の整備（第24条）
- 第5章 公害対策審議会（第25条～第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）
- 第7章 罰則（第36条・第37条）
- 附則

第1章 総則

（基本理念と目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本理念として、公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、本市の公害防止に関する施策の基本を定め、もつて市民の健康と福祉の増進に寄与するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境その他の自然環境を含むものとする。

3 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

4 この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき「ばい煙等」の発生に係る許容限度で規則で定めるものをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もつて市民の健康で安全かつ快的な生活を確保しなければならない。

2 市長は、公害の発生源になるものを監視し、その実態を明らかにするとともに、公害防止にあたらなければならない。

3 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害防止の思想を高めるよう努めなければならない。

4 市長は、広域的な公害防止を図るため、必要に応じ他の隣接の地方公共団体とともにその施策を講ずるよう努めなければならない。

（事業所の責務）

第4条 事業者は、事業活動によつて生ずる公害を防止するため、その管理に係る施設を常時監視し、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、公害に関する法令（以下「法令」という。）、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号。以下「道条例」という。）及びこの条例の規定に違反しない場合においてもそれを理由として公害防止についての努力を怠つてはならない。

（市民の責務）

第5条 市民は市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、自からも公害を発生させることのないようにする等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第2章 公害防止に関する規制等

（規制基準の設定）

第6条 市長は、公害を防止するために、ばい煙等の排出又は発生について法令及び道条例で定めのあるものを除き規制基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により、規制基準を定めようとするときはこの条例で定める根室市公害対策審議会の意見をきかなければならない。

（規制基準の遵守）

第7条 特定施設を設置している者は、当該工場等から規制基準を超えるばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

（特定施設の設置等の届出）

第8条 工場等に特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない

い。

- (1) 氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類と数量
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用方式
- (6) ばい煙等の処理方式
- (7) その他規則で定める事項

2 一の施設が特定施設になつた際、現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定により届出をした者は、その届出に係る第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設において排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は大きさの増加を伴わない場合はこの限りでない。

4 第1項又は第2項の規定により届出をした者は、その届出に係る第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第9条 前条第1項又は第3項の規定により届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければその届出に係る特定施設を設置し、又は変更してはならない。

2 前項の場合において、市長は、届出内容が相当であると認めたときは、実施制限の期間の短縮をすることができる。

（承継）

第10条 第8条第1項又は第2項の規定により、届出をした者から、当該特定施設を譲り受け、若しくは借受け又は相続若しくは合併により取得したものは、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（廃止届）

第11条 第8条第1項及び第2項の規定による届出をした者が当該特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（畜舎並びに加工場等の管理及び積載物の管理）

第12条 市街地及びその周辺において畜舎を設置するもの及び加工場等を設置し、加工業を営むものは、その施設並びに付帯施設を整備し、常に善良な管理を実施することにより、公害及びハエ等を発生させないよう生活環境の保全に努めなければならない。

2 水産物等規則で定める積載物を車輛等で運搬を行う者は、積載方法の不備等によつて道路上に積載物を飛散させ放置してはならない。

（燃焼不適物等の燃焼禁止）

第13条 何人も住宅の密集している地域において、著しいばい煙、粉じん、有毒ガス及び悪臭の発生するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

（船舶使用者等の義務）

第14条 船舶を使用し、又は所有する者は、港内外において油類及び廃棄物の排出、その他の行為により港内外を汚染しないよう関係法令を遵守しなければならない。

（農薬の使用及び処理）

第15条 農作物、森林及び農林産物を害する動植物の防除に用いる薬剤を使用し、又は処理する者は、その処理方法及び使用基準を遵守しなければならない。

（拡声機の使用制限）

第16条 住居の環境が良好である区域又は学校、病院その他特に静穏を保つ必要のある施設の周辺では、商業宣伝を目的として規則で定める基準を超えて拡声機を使用してはならない。

（自動車等使用者に対する措置）

第17条 自動車又は原動機付自転車（道路運送車輛法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同法第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下「自動車等」という。）の運行増加に伴い発生する排出ガスが大気を汚染し、人の健康に障害を及ぼすおそれがあると市長が認めたときは、自動車等を使用し又は所有する者に対しその運行自粛等の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 自動車等を使用し、又は所有する者は駐車場、車庫、路上及び空地において自動車等のエンジンを始動したまま連続して騒音を発し、付近の静穏を害してはならない。

（夜間の静穏保持）

第18条 何人も午後10時から翌日の午前6時までの間においては、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2 バー、キャバレー、喫茶店、料理店、映画館、ボーリング場、その他これらに類する事業を営む者は、当該事業の場所において、規則で定める時間内に規制基準を超えて音響器音、楽器音、その他の機器音による騒音を発生させてはならない。

（規制基準の定めのない公害の防止に関する勧告）

第19条 市長は、法令、道条例若しくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていない、ばい煙等及

び規制の対象とされていない工場等から発生するばい煙等により、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害が発生し、又は発生するおそれのある者に対し、当該公害の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公害防止協定等)

第20条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、ばい煙等を発生する施設を設置している者又は設置しようとする者との間に協定等を締結するものとする。

(改善命令)

第21条 市長は、次の各号の一つに該当するときはその設置者等に対し、期限を定めて公害の防止の方法、建物若しくは施設の構造、配置又は作業の方法を改善するよう命ずることができる。

(1) 第7条の規定に違反したとき

(2) 第18条第2項の規定に違反したとき

(停止命令)

第22条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該施設等の使用の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、第8条第1項から第3項までの規定による届出をしないで、特定施設を使用している者があるときは、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

第3章 資金のあつせん等

(資金のあつせん等)

第23条 市長は、事業者が公害防止のために行う施設の整備について、必要な資金のあつせん又は貸付等を行うことができる。

第4章 監視、調査、測定、研究等体制の整備

(監視、調査、測定、研究等の体制)

第24条 市長は、公害防止のための措置を推進するために必要な監視、調査、測定、研究等の体制の整備に努めなければならない。

第5章 公害対策審議会

(設置)

第25条 市長の諮問機関として、根室市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、ばい煙等の規制規準及び公害対策に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第27条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第31条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、所属委員の互選により決める。

4 部会長は部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第32条 公害に関する専門の事項を調査する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門事項に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬等の支給)

第33条 審議会委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、根室市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年根室市条例第42号）の規定により支給する。

第6章 雑則

(立入検査等)

第34条 市長はこの条例の執行に必要な限度において、職員に工場等及び関係施設等に立ち入り、文書、機械その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示、若しくは指導を行なわせることができる。

2 前項の規定により、立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任規定)

第35条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一つに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第34条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第1章及び第5章の規定は、公布の日から施行する。